

平成29年度 定期利用団体(サークル)の登録について

宜野湾市立中央公民館では、社会教育法第20条の趣旨に則り、社会教育の一環として定期的かつ継続的に学習を行う団体に対し活動の振興を図るため、平成29年度の定期利用の登録を受け付けます。

●受付期間：平成29年2月1日～2月27日（火曜日・祝祭日は休館日のため、受付不可）

●受付時間：午前9時～午後5時まで

●登録の要件

- ① 団体の構成人員が10人以上で、かつ、構成員の過半数が宜野湾市内に在住、在勤又は在学していること。
- ② 団体の組織及び活動のために代表者を置き、会則又は規約等を備えていること。
- ③ 団体の代表者は、宜野湾市内に在住、在勤又は在学していること。
- ④ 団体活動のための経理が明らかであること。
- ⑤ 市民に広く開かれた団体であること。
- ⑥ 活動の成果をボランティア活動などとおして社会に還元できる団体であること。
- ⑦ 宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会（以下「協議会」という。）会則第3条に基づき、協議会に加入できること。
- ⑧ 構成員の資質向上に努め、協議会及び公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- ⑨ 構成員から徴収した会費は、主たる活動費に充てること。
- ⑩ 講師や指導者への報酬は、原則無償とする。ただし、謝礼金を支払う場合は、公民館が主催する講座の講師謝礼金の額に準ずるものとする。
- ⑪ 講師や指導者が自らサークルを主宰する場合は、金品その他活動に起因する対価を得ることがないこと。

●このような団体は登録できません。

- ① 塾や民間教室(カルチャーセンター)のように、講師(先生・指導者)が中心となって月謝をとり活動を進めている団体
- ② 会員相互の親睦・交流だけが目的となっている団体
- ③ 自分が好きなことを学ぶだけで活動成果を社会に還元しない団体

●登録後の留意点

- ① 団体登録後でも、市主催・共催、社会教育関係団体による行事が優先となり、活動を全て保障する登録制度ではありません。
- ② 定期利用が認められた団体は、サークル連絡協議会への加入及び、参画が義務となっています。

※ 詳しくは、中央公民館HPをご覧ください、下記番号までお問い合わせください。

宜野湾市立中央公民館
担当：瀬崎・大湾
TEL：098-893-4436